

一般社団法人日本加圧トレーニング学会
定款細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本会則は、一般社団法人日本加圧トレーニング学会（以下「当法人」という。）定款第5条の規定に基づく会員の詳細及び定款第7条の規定に基づく入会金及び会費等に関して必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員の種別は、定款第5条に規定するとおり、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 名誉会員

(会員の要件)

第3条 当法人の正会員は、当法人の目的に賛同して入会した者で、当法人の指定する資格保有の契約を締結し、指導資格の認定を受けた個人とする。

- 2 準会員は当法人の目的に賛同して入会した者で、加圧トレーニングに関わっている個人、又は理事会が認めた個人とする。
- 3 名誉会員は、当法人の功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者とする。

(会員の義務)

第4条 当法人の会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 会員の種別に応じた入会金及び会費の納入
- (2) 当法人の定款及び本会則並びに当法人の規則・規程等の遵守

第2章 入会

(入会)

第5条 当法人に入会しようとする正会員及び準会員は、定款第6条の規定に基づき、理事会が定める入会申込書を事務局に提出することにより申込まなければならない。

- 2 当法人に入会しようとする正会員及び準会員は、本会則第8条に規定する会費を納入し、その納入が確認できたときに会員となる。
- 3 名誉会員は、当法人の功労のあった者又は学識経験者で社員総会において名誉会

員としての推薦の承認があったときに名誉会員となる。

(入会の承認)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、理事会は、次のいずれかに該当する者からの入会申込みがあった場合は、理由を付した書面の通知をすることによって、入会の申込みを拒否することができる。

- (1) 過去に定款第9条に基づき当法人の会員を除名された者
- (2) 宗教の布教、選挙運動、政治その他の特定な思想の普及、商品の販売及び他の団体への勧誘を目的として入会しようとする者並びに特定の宗教や政治その他の特定な思想の普及活動をしている者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団に所属している者又は暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属している者
- (4) その他当法人の円滑な運営に支障がある疑いがあり、理事会により不適格と判断された者

(入会手続き)

第7条 事務局は、新たに会員となった者を会員名簿に登録する。

第3章 会費

(会費)

第8条 当法人の会員の会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

正会員 年額金5,000円

準会員 年額金4,000円

(会費の納付)

第9条 会費は、当法人の請求に基づき、負担する会費年額を前年度中に一括納付するものとする。ただし、初年度においては、本会則第5条第1項に規定する入会申込書提出時に負担する会費年額を一括納付するものとする。

(臨時会費)

第10条 当法人の運営に必要なときは、社員総会の決議を経て、臨時会費を徴収することができる。

(会費等の返還)

第11条 当法人は、定款及び本会則の規定に基づく会員資格の喪失その他のいかなる理由があっても既に納付された会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第4章 退会、除名等

(退会)

第12条 会員は、定款第8条の規定に基づき、退会届を事務局に提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

2 会員は、前項の退会届の提出があった日に会員資格を喪失するものとする。

(除名)

第13条 当法人は、定款第9条の規定に基づき、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第14条 会員は、前条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき

(2) 総社員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(退会、除名手続き)

第15条 事務局は、会員から退会届の提出があったとき、会員の除名に関する社員総会の特別決議があったとき又は会員が前条の規定に基づき会員資格を喪失したときは、すみやかに退会者を会員名簿から抹消する。

附則

1 この会則は平成26年 3月 31日から施行する。

2 この定款細則は平成29年 月 日から施行する。